

## 京都府議会 9月定例会

- 2014年度決算について審議する決算特別委員会が10月9日から始まりました。10月29日、知事総括質疑がおこなわれ、本庄たかお議員、みつなが敦彦議員が質問に立ちました。質問と答弁の概要をご紹介します。

本庄たかお議員 知事総括質疑 . . . . 1

みつなが敦彦議員 知事総括質疑 . . . . 6

他会派議員の質問項目 . . . . . 12

### 知事総括質疑

## 本庄たかお（日本共産党・京都市山科区）

2015年10月29日

### 米軍レーダー基地について

### 騒音・交通事故・住民意向無視の米軍属住宅建設…基地ある限り解決なし

【本庄】日本共産党の本庄たかおです。まず、京丹後市・米軍レーダー基地について伺います。京丹後市経ヶ岬に米軍Xバンドレーダー基地が設置されてから、この21日で1年が経ちました。このレーダー基地は、戦争法案の参議院審議の中で問題になった統合幕僚監部の内部文書では、レーダー基地が本格稼働する直前の昨年12月17日、自衛隊の河野統幕長は米軍幹部と会談し、「ミサイル防衛の連携において非常に重要なものであると認識している」「設置、運用について全面的に協力したい」と述べています。この間、毎日新聞や東京新聞がこの基地問題について「安全保障関連法制で強化される日米同盟の要で、街は最前線基地に立たされている」と報道しており、戦争法が強行され基地そのものが攻撃の対象となる可能性、住民の命と安全が脅かされる危険性が増しています。昨年末の本格稼働以来、発電機等による騒音・低周波による健康被害、米軍関係者による20件もの交通事故、そして、地元住民の意向を無視した網野町島津地区での米軍属の住宅建設などで、これまで知事は「レーダー配備にともなう様々な課題につきましては、京都府からの申し入れなどに、基本的には真摯に受け止め対応されている」と答弁されてきましたが、いまだに騒音被害は解消されず、交通事故を防ぐためのバス通勤の約束も反故にされているではありませんか。また、米軍属の居住地問題でも知事は「米軍関係者の区域外の移住地の選定にあたっては、京丹後市の意向を十分にふまえて行なうことを防衛大臣に確認している。京丹後市は、住民説明会の開催や建設工事に際しての地元要望をふまえた安全対策の実施等を地元として対応されており、尊重していきたい」と答弁されてきたが、住民の不安はまったく無視されているではありませんか。いくら要請しても、レーダー基地がある限り同じことが繰り返し起こる問題ではありませんか、いかがですか。

【知事】本庄委員の質問の質問にお答えします。米軍レーダー基地についてであります。どこがどういう形でここを攻撃してくるのでしょうか。どういう国がどういう目的で攻撃してくるのでしょうか。それを考えればこの基地というものの安全保障上の問題が浮かび上がってくるのではないのでしょうか。それを述べずに、いたずらに最前線、最前線と言うのですが、何の最前線ですかね。それについてしっかり説明しなければ誰も分かんないと思います。

こうした中で、防衛の責任を持つ国がしっかりと判断されて、国としてこのレーダーというものの情報がわが国の防衛に資するということを述べられているわけでありまして、こうした観点というのはまさに防衛

について負託を受けた国会議員の皆さま、そこから選ばれた政府というものが判断をくだしていく。私どもはその中で府民の安心安全について見解を示し国に対し対応を求めてきたわけです。この点については私のほうから直接防衛大臣に平成 25 年 4 月 10 日付けで安心安全に関する事項の確認要請事項という形で行いました。騒音問題につきましては、具体的には低周波音対策として米軍において消音マフラーを開発設置いたしました。これによりまして、低周波音は屋外において屋内の環境省の参照値と同レベルにまで低減して、地元の区長さんからもかなり良くなったという話を私も伺っているわけです。さらに騒音の低減にむけて商用電力の導入や先週から対策工事が開始されましたレーダーサイトの騒音対策など米軍および防衛省におきまして、順次対策が講じられているところであります。もう少し速やかにしてほしいという声も聞いておりますので、そうして点は引き続き改善を求めてまいりたいと思います。

交通事故につきましては、国が未然防止に総力をあげて取り組み、万が一事故が発生した場合には、政府が責任をもって適切な措置を講じる約束をしているところであります。交通事故自身は京都でも平成 26 年だけでも 1 万件を超える交通事故があるわけですが、米軍はとにかく軽微なものでもしっかり報告し改善につなげていくという姿勢は出しております、内容をみましても、ちょっと多いですけども府内の交通事故の中でも悪質なものである、というふうには言いにくいんじゃないでしょうか。さらに米軍におきましては交通安全の徹底やバスなどによる集団通勤の促進、交通安全講習会の全員受講の徹底に取り組まれておりまして、状況は落ち着いてきていると思います。

このほか交流活動にも努力をされておりますし、この前、新しいパルティナス司令官が交代して着任された時も私ももう一度そうした面についてしっかりと求めたところであります、今後とも京丹後の皆さまの安心安全を守れるように引き続き努力をしていきたいと考えているところであります。

**【本庄】**知事の今の答弁で、どこがどういう形で攻撃してくるのか、と言われましてけれども、アメリカ軍がわざわざレーダー基地を経ヶ岬に設置し、ミサイル等を整備しようということですから、おのずとどういう問題が起るのかというのはわかるのではないのでしょうか。

また騒音をなくすために商用電力を要請しているといわれましたが、その見通しはまだ明らかにもなっておりません。

知事は、これまで「安心・安全の確保と地元の同意が前提」、守られない場合は「協力の撤回も辞さない構え」で対応すると述べてこられました、受け入れにあたっての説明にことごとく違反してはおりませんか。いま問われているのは、京都府の責任です。京丹後市に責任を転嫁することではありません。

## 基地・米軍人の遊興施設への財政支援は直ちにやめよ

**【本庄】**さらに、京丹後市の皆さんへの約束を果たさないばかりか、財政支援まで行なっているではありませんか。京都府は「地域力再生プロジェクト支援事業交付金（地域力ビジネスプログラム）」として、NPO 法人京丹後市日米友好協会に対して 100 万円、市町村振興協会から 100 万円を支援しています。しかし、その実態は米軍人の遊興施設に税金を投入するものです。基地があることを前提にした支援は直ちに止めるべきだと考えますがいかがですか。

**【知事】**ですから、想定される話に対して、どういう対策を講じるのかがないまま、レーダー基地を撤去せよ、と言っても意味がないということを申し上げたかったわけです。そこらへんのことをきちっと話してほしかったわけです。

地域力再生プロジェクトですけど、米軍も住民なので当然対象となってくるわけでありましてけれども、交流拠点、コミュニティカフェの整備ですとか、地元住民の皆さんも入る英会話教室やスポーツ大会などの交流事業として地域社会の生活支援事業、地域祭りなどの参加支援、こうしたものでありますので、遊興施設ということではないと思いますけども。

**【本庄】**知事が再三おっしゃるわけですけども、アメリカに対して、なぜそこにレーダー基地がいるのか問われたらどうでしょうか。

この京丹後市の日米友好協会は、ホームページを見ると「交流の拠点をメキシコ料理店にするのがよい」として、京丹後市内にメキシコ料理店を開店しています。先日、そのメキシコ料理店を調査してきました。店内には、ダーツなどで遊べるようされていましたが、店の駐車場には米軍関係者が使っていると思われる「わ」ナンバーのレンタカーが何台も止められていました。私が危惧したのは、外国のビールが揃えられ、スパイスの効いた料理にアルコールが入れば、飲酒運転や交通事故につながるという問題です。このような財政支援は、米軍基地という根本問題の解決を脇に置き、米軍の存在を固定化するものではありませんか、いかがですか。

**【知事】** 要するに、アルコール出すところがすべてアルコール運転の対象になるから、そういうものには出すなどというお話なんですか。それはおかしいと思いますし、あとはレーダー基地問題自身についてはさきほど申ししているように、ある特定の対策についてきちっと防衛上の判断をされているのではないかと、それについて、いらぬというのであれば、どういう対策があってどういう責任を持つのか、という議論がなければ、それは何の意味もない議論ではないかと申し上げている。

**【本庄】** 基地があることを前提とした財政的な支援の問題として取り上げているわけです。明らかに遊興施設であり、そこに京都府が支援をする必要は全くないと思っています。いま沖縄では、政府が辺野古周辺3区に対して名護市を通さずに振興予算を投入し、直接買収するという地方自治への露骨な介入が問題となっていますが、これでは金をバラマクという沖縄と同じやり方ではありませんか。いかなる理由をつけようとも、その姿勢は基地の固定化に手を貸すものでしかありません。財政的支援を直ちに止めるよう求めるとともに基地そのものの撤去を強く求め、次の質問に移ります。

## 府立高校再編について

### 生徒や保護者、地域住民の意見を聞き、北部の「府立高校減らし」はやめよ

**【本庄】** 生徒が急減することに合わせた「府立高校減らし」について、教育長に伺います。この8月から9月にかけて、「生徒減少期における在り方検討会議」が3回開かれ、いよいよ北部地域で公立高校の再編・統廃合計画が策定され、早ければ、現在の中学校2年生が受検する時から実施されようとしています。「検討会議」では、「教育効果を維持するためには、一定の人数、規模が必要」などの議論が行なわれ、「独立した高校の最小規模は3学級」といった意見で検討の流れがつけられ、「統廃合やむなし」「統廃合は府立高校で」の方向が示されてきました。しかし、このような議論で「生徒が減少しているのだからやむを得ない」ということになれば、地域では、高校がなくなれば高校生がいなくなり、若者が地域から出ていくことに拍車をかけ、その結果、地域の衰退を招くこととなります。

「在り方検討会議」で委員の一人、宮津中学校長は「高校は地域の活性化に大きな役割を果たすとともに、小中学生の憧れの存在であり、目標となっている。丹後地域でも地域に誇りを持つと、目標を持つ中学校や府立高校が増えてきた。地域の行事などへの参加でも、高校生は子どもたちの良いお手本であり、生きた教材となっている。府立高校の継続という観点が重要だ」と、府立高校が地域の中で果たしている役割を評価されました。また、京都府や自治体にとって「地域の実情に応じて、地域の持つ力を生かしていくのが大きな課題」とする「地域創生」が必要というのなら、「高校減らし」を止めるべきです。「在り方検討会議」で委員の一人である府立高校PTA連合会長は「入試制度が改革され、地域性がなくされてきた」「普通科ばかり増えてと言われたが、専門分野は大学に行って選ぶことができる」と、地域の高校の大切さや高校の役割を語っておられます。生徒のニーズを言うのなら、どの高校にも格差のない、普通科の高校を充実させるべきです。そして、公立高校の生徒受入率を高め、きめ細かい教育の実現のために、一クラスの定員を減らすなど少人数教育のチャンスと位置付け、課題を持つ生徒の「学び直し」への条件整備に向かうべきです。そのためには、地域の存続に関わる重大な問題として、拙速に結論を出すのではなく、生徒や保護者の声に

耳を傾け、丁寧に意見を聴くべきではないでしょうか。北部地域の皆さんを含めた広範な議論を求めますが、いかがですか。

**【教育長】** 生徒減少期における府立高校の在り方検討について、中学校卒業生数の減少が見込まれる中、より魅力ある高校教育を推進する観点から府立高校の今後の在り方の活性化対策について広く意見を求めるために会議を設置し検討を進めているところです。

委員の皆様からは、府立高校の在り方や活性化策を考える上で必要な視点について幅広いご意見をいただいたところです。委員の皆様のご意見もふまえて、今後は検討が必要な地域ごとにご意見をお聞きする場をもうけるなどして、丁寧にかつスケジュール化をもって具体的な方向性について検討を進めていきたいと考えております。

**【本庄】** 今、教育長が「地域ごとにご意見をお聞きする場を設けて慎重に検討したい」というようにご答弁いただきました。この問題は、地域の存続にとって重要な問題です。密室ではなく、公開された場で丁寧に検討する、意見を聴いていただくよう要望します。いま、求められているのは、どの地域の高校をも大切に改革です。先日、中丹通学圏の高校のお話をお聴きました。「高校の序列化が進み、地域の生徒の希望が少ないけれども、高校も地域も結びつきをつくり、高校を良くしていこうと努力している。地域の活性化、丹後鉄道の維持にとってもかけがえのない高校」と地域の高校を盛り上げようと努力されておりました。また、北部地域では、遠距離通学などで経済的負担の増大への不安を語られております。先日の決算委員会の書面審査では、自民党議員から「20年前には、中丹通学圏の公立高校の国公立大学への進学実績はどの高校も同程度であったが、現在は1桁の学校、3桁の学校と格差が大きくなっている。大学へ行くには福知山市へ行かねばならない。通学費負担も多くなる。以前のように戻すべき」との批判と要望も出されております。こうしたご紹介した地域の努力や願い、要望にどうお答えになるのでしょうか。お答えください。

**【教育長】** 再質問にお答えします。地域の願い、要望をいかに受け止めるか。今回の生徒減少期における府立高校の在り方の検討でございますが、我々、基本においておりますのは、まち・ひと・仕事創生を担う、より魅力ある高校教育を推進する観点からこの検討を進めているところでございます。その視点に立って丁寧にかつスピード感をもって作業を進めたいと思っています。

**【本庄】** 高校の序列化がすすみ、生徒獲得競争をさらに助長する恣意的な「府立高校減らし」を行なわないよう、強く求めておきます。

## 高校間に格差と序列うみだす「高校改革」を改め、前期選抜制度を廃止せよ

**【本庄】** 教育委員会がすすめてきた公立高校の「改革」の結果、中丹通学圏では国公立大学の入学者が3桁・100名を超える高校がある一方で、0名の高校があり、丹後通学圏でも同じことが起こっております。この格差は自然に生れたものではありません。中高一貫校や大学進学に特化した専門学科をはじめとした「特別な学校づくり」の結果です。例えば、教員の配置を見ても、中丹通学圏の24学級規模の高校の教員48名よりも、規模が小さい18学級の高校の教員が54名とはるかに逆転しています。通常ではありえない教員の配置、校舎の改修などの特別な予算の配分、教育条件でも歴然とした格差がつくられています。

また、2014年度入試から導入された前期、中期、後期の3段階入試制度は、募集定員のすべてを前期選抜で合格させるなど、「進学系専門学科」のための早期の生徒獲得競争であり、合格者よりはるかに多い不合格者となった中学生に、挫折を味あわせ苦しめています。前期選抜を廃止し、複数回入試を止めることを求めますが、いかがですか。

**【教育長】** 高校改革についてですが、高校間の序列化や生徒の獲得競争を目的とするものではなく、将来の夢や目標に応じて高校を選択でき、入学してきた生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす学校づくりをするこ

とにより取り組みを進めているところです。各学校の特色化に様々な形で現在取り組みを行っているところです。

また、入学者選抜については、生徒が主体的に進路選択できるように受検機会の複数化を図ってきたところであり、多くの中学生が努力してきた学習の成果を活かし、学びたい学校に積極的に前期選抜からチャレンジしているところです。入学者選抜につきましては、選抜がある以上、不合格が生じるものであり、中学生が目標に向かって努力することが、主体的に人生を切り開く力の育成につながるものと考えているところです。

前期選抜におきまして不合格となった生徒のうち約95%が、中期選抜に志願して進路を決定しており、また、昨年度実施したアンケートにおいても生徒の86%、保護者の79%から受検機会の複数化について肯定的な回答をいただいているところです。現在の制度を引き続き充実させていきたいと考えています。

**【本庄】**今の教育長の答弁で「子どもたちの将来の夢」ということをおっしゃいました。しかし、夢をもつ前に、子どもたちは心を傷つけられ、立ち上がることができないようなショックを受けているわけです。不合格の人数は約12,000人の受検者に対して2014年は7112名、2015年は6436名と50%以上となっております。このような前期選抜の廃止を強く求め、次の質問に移ります。

## 鴨沂高校夜間定時制の灯を消すな。募集停止を撤回せよ

**【本庄】**教育委員会はこの9月に、来年度入試での鴨沂高校夜間定時制の募集を停止すると発表しました。鴨沂高校夜間定時制卒業生の手記を紹介します。「定時制に再入学する前に二度高校を辞めています。仕事はしていましたが、母がどれだけ心配してくれているか分からず、遊びまわっていました。あるとき偶然に定時制の先生に会ったことがきっかけで再入学しました。仕事の関係で経理を手伝うようになり、簿記の資格がとりたくて、教えてもらって日商簿記の二級に挑戦して合格しました。公認会計士になりたいと思うようになり、推薦で大学の商学部合格。いまは簿記一級をめざしています。再入学してから楽しい学校生活を過ごしました。」と書き綴られています。定時制の先生は「定時制高校は生徒にとっては家のようなもの。実際の家には居場所がなく、中学校では表舞台に出たことがない子どもたちを、4年間の学校生活で舞台に上げ、光があたるようにしていく。その結果、子どもたちは少しずつ自信を持ち自立していく。育てがいのある教育の場です」と語られました。その夜間定時制高校も京都市教委の夜間定時制の再編・統廃合もあり、数年先には京都駅以北では朱雀高校だけとなります。今からでも間に合います。鴨沂高校夜間定時制の募集停止を撤回するべきではありませんか。いかがですか。

**【教育長】**鴨沂高校夜間定時制の募集停止についてですが、近年生徒の多くは昼間に学ぶことを望んでおり、夜間定時制への進学を第一志望とする生徒は年々減少しているところです。こうした中、本年4月に府立清明高校を開校したところですが、鴨沂高校定時制については、昨年度の入学者選抜においても後期選抜も含めて志願者が募集定員を大きく下回ったところであり、また、京都市内夜間定時制全体といたしましても募集定員を満たしていないこともふまえて、この度、募集停止としたところでもあります。今後とも夜間定時制高校の志願者の動向や生徒のニーズをふまえて、生徒一人ひとりの個性と能力が伸ばせる教育環境づくりに取り組んでまいります。

**【本庄】**清明高校の開校が紹介されました。120名の定員に清明高校を受検して不合格になった子どもたちは166人あります。その多くの子どもたちが定時制や通信制の高校に通う事態となっているわけです。定時制高校は、希望するすべての人たちに後期中等教育を保障する大事な役割があります。定時制高校は、不登校や他校を中退したがやり直したいという生徒、働きながら学びたい生徒、病気や障害のある生徒、青年時代に学習の機会を奪われた高齢の人などが、互いに交流する中で成長し、安心して学校生活を送れるところです。高校教育を受ける最後の砦と言われる定時制高校の灯を消すことはできません。鴨沂高校夜間定時制の募集停止の撤回を強く求めて質疑を終わります。

## 高浜原発3、4号機の再稼働に反対を

【光永】日本共産党の光永敦彦です。引き続きまして質問をさせていただきます。初めに、高浜原発3、4号の再稼働の動きについてです。政府は、高浜原発3、4号機の再稼働にむけ、安全審査に合格を出し、続いて関西電力は、国に対し3号機に続き4号機の使用前検査を申請するなど、伊方原発に続いて、高浜原発は再稼働へと着々と準備が進められています。しかし、運転差し止めを命じた福井地裁の仮処分決定をめぐる審査が続き、また決算審査でも、福井県と京都府の広域避難の具体化がまだまだ進んでいないことも明らかとなったもとので、再稼働など到底ありえません。そこで、政府と関西電力が再稼働前提で準備を進めていることに対し、知事はどう受け止め、どう対応されるのですか、まずお聞かせください。

【知事】高浜原発3、4号機の問題でありますけれども、国は原発の再稼働につきましては、エネルギー基本計画において規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めると閣議決定をされているところであります。そして、本年2月に、いまご指摘ありますように規制基準に適合すると認められ、現在、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、使用前検査が行われているところであります。しかしながら、本年4月、福井地裁におきましては運転差し止めの仮処分がなされ、関西電力の保全異議申し立てによる第4回の審尋が11月13日に予定されております。まずは、この司法判断の結果を踏まえて対応していくべきであると考えております。エネルギー政策のあり方自身は、これは国家的な問題として国において決めていかなければならない問題であります。京都府としては、何よりも府民の安心安全の確保という観点から、この問題に対応しており、これまで高浜発電所に係る地域協議会を4回開催し、国や関西電力から規制基準を保障する原子力発電所の安全性、高浜発電所の地震・津波の被害に対する安全確保対策、緊急時における要員の動員体制といった課題について説明を聴取してまいりました。こうしたなかで、この問題に対しまして、一定具体的な考え方が示されてまいりましたので、その事をうけ、11月には住民説明会には関係市町と共同で開催し、住民の皆様の意見を踏まえ、次回の地域協議会において市町村長とともに対応する事になると思います。また、福井との調整につきましても国の内閣府におきまして調整に入っているところでありまして、こうした調整をしっかりと行っていかなければ、それは当然、稼働に結びつかないと考えています。

【光永】説明会をしたから再稼働を容認とならないように強く求めておきたいと思いますが、しかし問題は、現在3号機は12月下旬に再稼働、そして4号機は1月下旬に再稼働を想定しております。極めてさしせまっている。ですから今大事なことは、再稼働そのものについて、その準備もふくめ、知事が反対すると政治的な立場をとることではないかと私は考えていますがその点はどうですか。

【知事】私の基本的立場は先ほど申し上げましたように、エネルギー問題の全体のありかたというのは国が決めていかなければならない問題がありますが、その中で、府民の安心安全をどう確保できるのか、それについて納得した説明を受けることができるのかどうか、これは住民の説明会を行い、その中で住民の皆さんの疑問にも答え、さらには市町村長さんのご意見も伺いそうした中で判断をしていかなければならない問題であると考えているところであります。

【光永】安心や安全は保障されているわけでは全くないことは明らかでありますし、再稼働にむけたやりとりも知事は常に権限論ばかりですね。国が決めることです、関西電力が申請する事です、こういうことでは駄目な訳です。今、私言ったように大事なものは、しっかり再稼働そのものについては問題があるんだということを府民の代表として求めていくということが沖縄の知事の戦いを見てもそう思うんですね。そういう役割をしっかりと果たしていただきたいということを求めて、次の質問に移ります。

## 建設ありきで進める亀岡スタジアム建設計画

【光永】次に、亀岡市のスタジアム建設計画について伺います。これまで我が党議員団は、浸水被害や天然記念物アユモドキの保全、水道水源問題など指摘してきましたが、ここに来て新たな問題が起きました。それは、亀岡市の都市公園条例で定めている運動施設の大きさを公園面積の12%以内とすべきところ、基本設計段階では16.6%と違反しているという問題です。私は、そもそも、デザインビルドという手法を用い、実施設計段階で予算も含め変更があるという前提で、条例に違反しているものを示し、後で条例を変えて適合させるという考えそのものが、法令や条例を率先して守るべき行政としてきわめて重大だと考えます。しかもこれらを、基本設計の段階で議会にも環境保全専門家会議や公共事業評価委員会にも報告しないまま、債務負担行為として予算提案し、建設ありきで進めているのです。このため、他会派からも議会や府民にしっかり説明し、議論すべきと苦言が呈されているところです。そこで、現在、実施設計及び建設工事の発注準備が進められていますが、基本設計の段階で、条例に適合していないものがあり、実施設計段階で見直すことが、他にはありませんか。あるのなら、その内容について端的に説明を求めます。お答えください。

【知事】その前に権限を言っているわけでありません。国も権限が充分でないのだから公的な措置を講じるべきだと言っているのだから、私は役割分担論の中でエネルギー政策の問題と安心安全の事を言って、そこをきちっと権限を上から明確にすべきだと言うことを国に対しても要請しているんだということを申し上げたいと思います。次に、スタジアムについてであります。この地域というのは下流域を水害から守るために大変な犠牲を強いられた地域であります。そうしたなかで、これから亀岡市が京都の中部地域の中核的な位置をしめる町として発展するためには、亀岡近辺のまちづくりがかかせないという観点から、亀岡市の皆さんがスタジアム建設に立候補され、亀岡に誘致を求める5万人の署名をいただいたところであります。そのうえで、亀岡市はアユモドキを保全する共生ゾーンなどの自然保護につきましても今までにない提案をされているところであります。そうした問題として京都府として治水上問題がないことを確認して建設を決定しています。従って亀岡市都市公園条例につきましても、これは亀岡市が当然調整をされるという前提で提案をされているところであります。このことはこの私もあらためて市長に確認をさせていただきました。現時点で、京都亀岡保津川公園は都市公園ではありませんので、まだ、都市公園になったときに初めてこの問題が出てくるというわけでありまして、建ぺい率の適応対象率の適応対象としての施設もまだ面積が確定していないために、こうしたプロセスがすすみ次第条例改正も含めて対応していただくことになっています。そして、基本設計におきましても、様々な問題におきましてもきちっと対応するとしてアユモドキの保全につきましても、環境保全専門家会議からのゴーサインを頂きましたけれども、さらに過程を検証していくという形でデザインビルドの形にしているわけですけれども、すでにそうした過程を大事にしながらこの建設を進めていくというのが京都府の方針であることをご理解頂きたいと思っております。

【光永】原発は役割分担だとおっしゃいましたけど、私は政治家として行動すべきだと求めておりますので、厳しく指摘しておきます。

では、スタジアム建設については、具体的にお聞きしたいんですが、観客席の最大の高さが6.4メートルとなっており、府建築基準法施行条例15条2では、「高低差が3メートルを超える時は、3メートル以内ごとに、安全対策上、横断する通路を設けなければならない」となっています。しかし、基本設計段階では、条例上規定されている転落の危険性を防止するために設けるべき横の通路はありません。これは、その後、どう対応されたのですか。

【知事】建築基準法の客席の段床に関する基準につきましては、府の基準法施行条例におきまして、階段状になった床を確保しなければならない寸法と床に設けられる観客席から観客が安全に避難できる経路を設ける規定が定めておりますけれども、建築物への新技術導入を促進するための規制緩和と建築関連手続きの合理

化を目的とした建築基準法の改正に伴いまして、避難安全に関する評価手法の確立普及や評価実績の増加を受けて、避難時の安全性に関して性能検証を行い支障がないと認められる場合は、当条例の当該規定を適用しないことを定めた条例改正を今年2月議会で行っているところでもあります。基本設計では、条例改正の考え方を踏まえまして、観客席からの避難ルートの設定や所要時間の確認など避難安全に係る検証を行いまして、観客席の施設計画を策定していることから、この前の改正後の基準にもとづく安全性が確保されており、条例について今の設計段階について違反をしているという形にはなっていないと考えております。

## 府はスタジアム建設のために規制緩和する条例改正を実施

**【光永】**この2月に条例改正されていますけども、転落防止通路の問題については、住民による情報公開請求により京都府が提出した、基本設計業務の打合せ記録の中では、昨年11月21日の京都府と亀岡市や設計業者との協議で、設計業者から「現状の府建築基準条例に合致していないから条例改正を行う」という声が上がリ、11月28日に、府建設交通部が設計業者に対し「解釈によって条例改正が不要となる可能性があるので、庁内で検討する」と述べ、その後、今年の3月に出された基本設計書には「条例改正により緩和を予定」と書いてあります。このことは全く議会には報告がなかったわけですけども結局京都府は条例に適用していないことを最初から知りながら、スタジアムの建設のためだけに規制緩和の手法を使ったということになるんですね。確認したい。

**【知事】**全く見解が違いますね。計画を立てて、計画において建築基準法の規制緩和はすでに行われていたので、それが京都府でも適用出来るように、解釈でも出来るのかもしれないけども、条例でやった方が良いということで条例を改正したまでのことです。

**【光永】**それは、時系列で先程紹介した通り全く違いますよね。なおかつ、そもそも規制緩和自身は私は問題だと思うんですけど、そもそもこれ、地方分権一括法のときに、平成12年の段階で、例えば奈良県などはこの該当を除外する条例が新たに設けられているんですね。その後、そういう対応されてきたと。京都府はそれをやってこなかったと。ただこの局面で、なぜ条例改正したのか。これはサッカースタジアムの建設があって、安全通路をつくらなきゃいけないけれども、設計変更できないから、この基準を変えて、そして何とか乗り切ろうと、こういう経過となったわけですよ。そういう意味ではですね、この中身も非常に問題だというふうに思います。

そしてですね、もう一つ重大なのは、この建築基準法と府施行条例の趣旨ですね。これは、建築物の安全基準を担保すべき最低限のもの。これが趣旨なんですよ。その基準に適合していないから、条例に合わせるのではなくて、規制緩和の手法を使って、安全だから大丈夫というのは、これは利用者の安全を軽視する考えに私はつながるものだというふうに考えます。これ厳しく指摘しておきたいと思います。

そしてしかもですね、先程2月で条例提案されましたけれども、その時の説明、これですね、サッカースタジアムのサの字も一切されていないですね。具体的にされて私ども聞いた時は、例えば映画館の中の安全対策でやる程度ですよという説明をされて、何とか乗り切ろうというふうにしたわけです。今の話だったら、サッカースタジアムのための安全対策でやったんだっていう話につながっていくじゃないですか。なぜ、これ説明しなかったのですか。そのことについては、明らかにしてください。

**【知事】**今の光永委員のですね、話だと、建築基準法の規制自身が安全を軽視する形になっているという話になってしまって、法律自身がおかしいということをおっしゃっているわけです。そうではなくて、法律はきちっとこういう場合には認めるといって話があって、これは一般的な規定として改正されたわけですから、別に特定の目的のためにやるのではなくて、一般的な目的として法律の改正にともなって条例を改正するということは、別に何らおかしいことではないというふうに思います。

そしてそこに、まさにこういった階段が入ってくるサッカースタジアムが、合うか合わないかという問題

が生じるわけでありまして、元々、今デザインビルドの話でやっているわけでありまして、詳細はこれから詰めていく話でありますから、そうした点を踏まえて、今きちっと説明をしているわけでありまして、

**【光永】**なぜ説明しなかったのですか。それを聞いているんです。

**【知事】**今申しましたように、まだ基本設計にも入っていない段階。そしてその中で、これからデザインビルドでやるって段階になっているわけですから、それが固まらなければ、これで決まったという段階ではないわけですので、それは無理でしょう。ですから、一般的な形で説明をさせていただいたというふうに思います。

**【光永】**非常に苦しい、説明にならない説明ですけれども、私が述べているのは、最初にも言いましたよね、都市公園条例に今後違反する可能性がある、だから条例の見直しをするんだとおっしゃいました。これ非常に重大なんです。それとともに、安全対策についても規制緩和の手法を使って、議会にも府民にも諮らないで、静かに改正しておく。これで大丈夫だ、という、そういう態度が問題だ、というふうに厳しく指摘しておきたいと思います。

## 総事業費がどんどん膨れあがる可能性が明らかに

**【光永】**それで、本体工事に関わる金額についてですけれども、この間報告されているのは154億円で、デザインビルドだから減るんだという話でありました。しかし本体工事では、地下水排水対策費、地下駐車場整備、にぎわい施設ゾーン等、これ対象に入っていないと報告をされています。そこで、スタジアム建設における総事業費、いったいいくらかかるのか。明らかにしてください。

**【知事】**ちょっとさっきのあれは、まさに一般的な建築基準法の改正に対して、一般的な改正をしたということですので、それは別に、じゃあこの映画館に改正する、この資料館に改正する、これ全部対応するという、全部説明しなければ、求められたら説明しますけれども、それは一般的な改正なんで、特別なものについて、あの地域だけの規定としてやっているわけではありませんから、そこはおかしいと思いますよ。

次に事業費ですけれども、これはスタジアム本体の概算事業費の方は約179億円となっております。それに対して、他府県のデザインビルド方式によるスタジアム整備の事例を参考に、コスト削減を図っていくことで、事業費を約154億円と算定をしているところであります。スタジアムの本体整備につきましては、この事業費の範囲内で事業を進めていくこととなりますけれども、それ以外のものは、これは亀岡市の都市区画整備事業との関係で、まちづくりの関係で、どこまで支援するかというようなことも検討していきたく思いますし、また、アユモドキの保全について、永続的なシステムをつくって行きたいと思っておりますので、アユモドキの保全という観点から環境保全専門家会議の意見を聞きながら、しっかりとした対策を別途事業費で算定するというふうにしようと思っております。ただ、事業費が増えないようにスタジアムの財源確保につきまして、ネーミングライツの導入ですとか、幅広く府民の支援をお願いするとか、国等の支援も募るなど官民連携してですね府民負担が増えないように頑張っていきたいと思っております。

**【光永】**結局ですね、巨大なプロジェクトに対し、デザインビルドをとってですね、今後中身も変わっていくから予算もはっきり言えない。事業も条例上どうなるのかについて、今後デザインビルドだから変わっていくんだ、全くですね無責任な話だ、というふうに考えます。なんで、こんなことになるのか。デザインビルドの手法をとったということに加えて、知事がトップダウンでスタジアム建設ありきで進めるから、こんな問題が次々起こることになっていると思います。したがって、計画は立ち止まり、撤回して一から論議し直すべきだ。強く求めておきます。

## 自治体の委託事業の在り方について

**【光永】** それでは質問の最後に、自治体の随意契約の増加、中でも公募型プロポーザルのあり方について伺いたいと思います。

公募型プロポーザルとは、本来、企画や提案能力のある事業者を選定する方式で、もともと建築物の設計などで行われてきたものですが、この間、あらゆる施策に広がってきていると考えます。例えば、先程来論議のあった海の京都事業です。この海の京都事業の全体をプロポーザルで取り仕切ったのはリクルート。海の京都スポーツトレイル事業は奈良県の業者、海の京都たからもの巡りツアー開拓事業は名古屋の業者が選定をされるなど、府北部地域振興の事業を他県の会社に委ねたということです。また、地域包括ケアをすすめるセンターとして、京都府が立ち上げた地域包括ケア推進機構は、2013年度は人材派遣会社パソナが選ばれ、翌年2014年度はプロポーザルで人材派遣会社オムロンパーソネルへとかわり、決算審査では、理事者は変更の理由について「金額が安いから」という答弁がありまして、まともにチェックできていないことも明らかとなりました。そもそもの施策の中心的役割を担う公的なセンターを、人材派遣会社に京都府が任せていいのか。これは真剣な総括が私は必要だというふうに考えます。

また、京都府が就業を支援する総合的センターとして実施しているジョブパーク事業。これも公募型プロポーザルでパソナをはじめとした人材派遣会社がほとんど選定をされて、昨年度決算を見ますと、商工部だけでも総額約4億5000万円となっています。その結果、2014年度では、プロポーザルで委託した100万円以上の事業は、総数477件48億円にものぼっています。さらに決算審査では、何がプロポーザルに適しているのか、適していないのか、この基準もなく、担当判断で実施されているという答弁もありました。

そこで、ようやくこの9月に外部有識者による事業の評価が行われるということになりましたけれども、そもそも、この間の公募型プロポーザルによる委託のあり方、これについてどう考えているのか、ご所見をお聞かせください。また、どの事業やどんな性格の施策までプロポーザルに委ねていいのか、これについて京都府として私はガイドラインを持つべきだというふうに考えますが、いかがですか。

**【知事】** その前に、亀岡のスタジアム、トップダウンとおっしゃったんですけれども、あれは完全に市町村からの提案型でやって、この提案を有識者の会議でやっていただき、最後に私は決めたんですよ。そのどこがトップダウンか、全くその過程を見ずに、物事を単なる自分の主張に当てはめておっしゃるのは、私はやめていただきたいと思います。まさに市町村の皆さんがきちっと提案をし、しかも署名まで添えて来られて、その中で城陽や京都市も必死に提案されている。そのどこがトップダウンか、ちょっとそのあり方はおかしいんじゃないかなということは、指摘させていただきたいと思います。

それからプロポーザルでありますけれども、これは本来は一般競争入札によるものなんですよ、本当は。そして、そうじゃなければ指名競争入札によると法律で決まっているんです。ただその場合に、そうした入札だと、安かろう悪かろうになろうということであるので、それだったら性質とコストを考えた方式を考えても、その目的上や性質上からいいですよという極めて限定的なものでやっているわけです。そうでなければ、安かろうという金額の問題に実はなってしまうというのが、これが地方自治法上のもので、原則なんですよ。そのことをやらずにおっしゃるのは、全くそもそものこのプロポーザル方式に対する理解が欠けていると私は思います。

その上で、じゃあどういう場合に、これ一般的に決めたらどうかというのは、これ実例が出てまして、条例や規則で一般的に決めては、これはできないということになっています。これは、それぞれ個々の問題について詳しく議論をして、その個々に応じてやらなければならないから、実例上それは、規則とかそういうので決めるのはおかしいという、それは国からの解釈が出ております。ですから、個々の問題についてきちっと有識者を用意して、その有識者の皆さんの判断の中で、この問題を処理しているというのが実状であります。

**【光永】** サッカースタジアムの件は、もう時間がないのもう言いませんけれども、いずれにしても、この地に決まった後で、その今の形を無理やり押し付けるから、さっき言ったように条例のようなことが起こってくるんだということを私は申し上げているので、それをもってトップダウンだということを指摘しているわけです。

それとプロポーザルの件ですけれども、一つひとつの事業の性格をですね、やっぱりよく見て、本当にこれを、例えば福祉の事業を任せていいのかということは、よく考えるべきではないかなということ言っているんですよ。では、具体的に時間ないですから少しだけお聞きしますけれども、決算の健康福祉部の書面審査でもやりとりして、山内副知事もおられましたし、山内副知事自身も点検をしたいというふうに答えられたものですが、重度障害のある方の消費税増税対策の一回きりの商品券の配布、これ事業費の3分の1ぐらいがJTBの委託費にされたということがありました。元々大手のJTBに委託していて、これ再委託されてるんじゃないかなという疑いを持たれることも私は問題だと思いますし、なおかつですね、事業費がこれだけかかるということについて、やっぱり福祉の施策として本当にどうなのかということは考えないといけないと思うんですね。この点はどうですか。お答えください。

**【知事】** まず外部がいけないという話にはならないと思います。結局府民にとって一番能力があるのはどこか、海の京都でもですね、先程申しましたように、みんな5割増しの状況になっている。パソナが入った食の王国丹後でもですね、5倍にまできている。それは能力をきちっと評価してやっていき、多くの能力のある人たちが京都来ることによっていくんだと思います。そうした点で、今回の商品券の問題につきましてはですね、非常に難しかったのは、やはり公平にきちっと配布をしなければいけない。そうした経験を持っているのはどこなのか、それは全国的に見ていただいても結構だと思うんですけども、かなりやっぱりそうした面で全国的にきちっと対応ができるところをとらなきゃいけない。そうした点が、総合的に一番優れていたのがJTBだったということだと思います。その点について、確かにきちっとした説明責任を果たしていかなくちゃいけないという点では、もう少しプロポーザルにおける有識者会議のですね、結論等の公表とか、できるだけその内容の説明と、そうしたものをやることによって、随意契約につきものですね、不透明さを払拭していく。しかし、安かろう悪かろうにならないように、指名競争入札や一般競争入札だけでいくというのは、やっぱりそれは無理があるということは、ご理解いただきたいなというふうに思います。

**【光永】** この事業ですね、結局5000人もの方が商品券受け取れなかったということも明らかになりましたので、やはりこれはしっかりと点検をしていただきたいと思います。知事もおっしゃいましたけれども、これ公募型プロポーザルというのを全部否定しているわけでは私はないんですよ。これは本来ですね、地元の業者さんを守る、あるいは賃金を支える、こういう角度や哲学を持ってですね、京都府がやればいいんですよ。しかし今やられているのは、何から何まで民間に発注して提案してもらってチェックもちゃんとできていないということが起こっているのではないかと、そのことを問題提起して、指摘しているわけですよ。だから足元をしっかりと見ていただきたい。京都府がですね、人が減らされて、発注会社化となっていると、こういう事態を根本的に転換しないといけないと思っています。そのためには、府職員の計画的な増員をしっかりとすることと、京都府として公契約条例をつくっていったらですね、賃金と地元業者を守る、こういう立場に立っていただくように強く求めて終わりたいと思います。

会派	氏名	要 旨
自 民	池田正義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度決算と今後の財政運営について</li> <li>・ 地域創生に向けた取組について</li> </ul>
自 民	兎本和久	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内のスポーツ振興について</li> <li>・ 児童虐待の現状と対応について</li> <li>・ 府南部の道路整備について</li> </ul>
自 民	園崎弘道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お茶の京都」について</li> <li>・ 障がい者スポーツの振興について</li> <li>・ 「京都府豊かな森を育てる府民税(仮称)」の創設について</li> </ul>
民 主	平井齊己	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時財政対策債のあり方について</li> <li>・ 森と緑の公社の清算効果について</li> <li>・ 私学支援について</li> <li>・ 三大学の教養教育共同化について</li> <li>・ 公共員の活用成果について</li> <li>・ 清明高校新設の事業成果と課題について</li> <li>・ 薬物乱用防止教育について</li> <li>・ 少年非行防止対策について</li> </ul>
公 明	村井 弘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアと人材確保について</li> <li>・ 「お茶の京都」と茶業振興について</li> <li>・ 宇治圏域の河川整備と大戸川ダムの役割や効果について</li> </ul>